

指定添加物製造量・輸入量調査要領

本調査は、令和8年度食品衛生基準科学研究費補助金（食品安全科学研究事業）「食品添加物の試験法の向上及び摂取量に基づく安全性確保に関する研究」 分担研究「食品添加物生産量調査・香料使用量及びSPET法による調査に基づく摂取量推計に関する研究」の中で、「生産量調査を基にした食品添加物摂取量の推定に関わる研究」として実施するものであり、一般社団法人日本食品添加物協会内に組織された研究班によって行われます。なお、指定添加物ごとの集計値をもとに算出された一人あたり一日摂取量は行政機関のホームページ（厚生労働科学研究成果データベース）での公表を予定していますが、記入される事項が企業別に公表されることはありません。また、調査票は所定の整理終了後、削除いたします。

1. はじめに

本調査は、食品添加物製造・輸入事業者を対象として、指定添加物（食品衛生法施行規則別表第1に掲げられている添加物）について1年間の製造量・輸入量を調査することにより、指定添加物の食品への使用量と一人あたり一日摂取量を算出することを目的としております。

本調査は3年おきに実施しており、今回は15回目の調査となります。前回の調査において、製造・輸入実績のあった食品添加物製造・輸入事業者の方々を中心に調査を行うこととしております。

なお、ご回答がない場合は、貴社製造・輸入品目について、日本における生産・流通実態の確認ができず、指定添加物から削除される可能性も考えられますので、ご注意ください。

関係各位の格別の御協力をお願い申し上げます。

2. 調査対象

本調査は食品衛生法施行規則別表第1に収載されている指定添加物であり、以下に該当するものを対象としております。

- (1) 原体として製造・輸入されたもののうち、
 - ① 「食品添加物」の文字を表示し出荷したもの（国内食品添加物製造・輸入業者から購入し、小分け、または添加物製剤の製造を行う場合を除く。）
 - ② 添加物製剤または食品の製造の目的で自家使用したもの
- (2) 食品添加物製剤として輸入したもの

3. 調査の対象期間

令和7年4月から令和8年3月までの1年間と致します。貴社の事業年度がこれと異なる場合は、令和7年4月1日を含む1年間としていただいても結構です。

4. 調査票の記入方法

「調査票」は、下記の国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部のウェブサイトよりダウンロードし、記入要領に従って記入して下さい。回答に際しては、製造所ごとでなく、全社分を本社などで取りまとめて提出していただくようお願いします。

5. 今回の調査に該当しない場合

この調査の目的は製造量・輸入量（製造及び輸入によって国内に供給される量）の把握です。添加物を国内で購入し、製剤化または小分け販売した場合、あるいは該当品目がない場合には、「調査票」の⑨「今期間は該当しない」または「今後も該当しない」欄に○印を、「今後も該当しない」場合はその理由であてはまる項目に○印、及び企業名、住所、所属部署名、担当者名、電話番号、FAX番号、Eメールアドレスを記入して下さい。

6. 回答期限

記入いただいた「調査票」は、エクセルシート形式で、下記の国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部のウェブサイトへ 令和8年10月6日迄に アップロードして下さい。

(回答送付先)

国立医薬品食品衛生研究所食品添加物部ウェブサイト

URL : https://www.nihs.go.jp/dfa/dfa_jp/index.html

7. お問い合わせについて

回答に際し、不明な点、疑問な点があれば、下記までご照会下さい。

(照会先)

一般社団法人日本食品添加物協会 内

生産量調査研究班 (担当 松村、藤井、松本)

e-mail アドレス: seisan1982JAFa@jafaa.or.jp

〒103-00001 東京都中央区日本橋小伝馬町4-9

小伝馬町新日本橋ビルディング 6階

TEL: 03-3667-8311 FAX: 03-3667-2860

以 上